

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

上小阿仁村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 上小阿仁地域

(1) 現況

本地域は、村の中央を流れる小阿仁川に添った零細規模の稲作が中心である。振興山村、特定農山村、過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組や、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することなどが必要となっている。

また、近年、高齢化・担い手不足等により、農地や農業用施設を維持していくことが難しくなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、当村の事業対象地域の農業振興活動を維持し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	上小阿仁区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、第2号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

地域協議会を事業推進上必要な組織とし、実施体制の中核として位置づけることとする。